



TOKIO MARINE
TMSI

平成22年版／平成21年度決算

東京海上ミレア少額短期の現状 2010

はじめに

平素より、皆さまには東京海上ミレア少額短期をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況などをご説明するためにディスクロージャー誌「東京海上ミレア少額短期の現状2010」を作成いたしました。

本誌が当社をご理解いただく一助になれば幸いです。

今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



▲横浜ランドマークタワー

*本誌は「保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条及び同施行規則第211条の37」に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。

会社の概要 (2010年7月1日現在)

社名	●東京海上ミレア少額短期保険株式会社	資本金	●1,595,833,332円
本社所在地	●横浜市西区みなとみらい2-2-1-1 横浜ランドマークタワー35F	従業員数	●126名
		代理店数	●1,774店

※従業員数・代理店数は、2010年3月31日現在

東京海上ミレア少額短期の現状

2010

目次

現 状

■ トップメッセージ・経営理念	2
■ トピックス	3

経営について

■ 東京海上グループ概要	6
■ 経営戦略	8
■ CSR(企業の社会的責任)の取り組み	10
■ 代表的な経営指標	11
■ 2009年度の事業概況	12
■ コーポレート・ガバナンスの状況	13
■ 内部統制基本方針	14
■ コンプライアンス態勢	15
■ 情報管理方針	16
■ 情報開示	18
■ 勧誘方針	18
■ リスク管理態勢	19
■ 資産運用方針	19
■ 募集制度	20
■ お客様にご満足いただくために	21

商品・サービスについて

■ 保険のしくみ	24
■ 取扱商品	27
■ 各種サービス	27

業績データ

■ 主要な業務の状況	30
■ 経理の状況	38

コーポレートデータ

■ 沿革	50
■ 株式の状況	51
■ 会社の組織	52
■ 役員の状況	53
■ 従業員の状況	54
■ 会社およびその子会社等の状況	54
■ 設備の状況	54
■ 店舗一覧	54
■ 少額短期保険用語の説明	55

現
状

経
営
に
関
し
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
関
し
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

トップメッセージ・経営理念



取締役社長 関 栄男

平素は、皆様より東京海上ミレア少額短期をお引き立ていただき、心より感謝申し上げます。

当社は、2009年6月に東京海上ホールディングス株式会社の100%子会社となり、2010年7月には、社名を「東京海上ミレア少額短期保険株式会社」（旧社名「ミレア日本厚生少額短期保険株式会社」）へ変更し、東京海上グループの保険事業会社の中で、賃貸住宅やテナントの入居者様用の保険ビジネスを専門に行っている「少額短期保険会社」として、更なるお客様の支持拡大を目指してまいります。

2009年度から始まった東京海上グループの中期経営計画「変革と実行2011」を実行すべく、当社は、2010年度基本方針に「業務品質の向上」、「更なる営業伸展」、「企業文化の創造」の3つの柱をたて、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスの徹底を最優先とし、業務品質向上に努め、お客様へのサービスの向上、社内業務の改善および代理店様へのサービス体制の向上を図っております。また、「経営理念」・「基本方針」をより確かなものとして実現するために、当社ならではの効果的かつ機能的なビジネスモデルを構築し、これを強力で押し進めて、卓越した業務品質と成長力を誇る会社を目指してまいります。

皆様におかれましては、今後ともより一層のご愛顧、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2010年7月

経営理念

お客様から常に信頼される会社であること

- お客様のニーズを最大限に満たす商品・サービスを常に提供します。
- 収益性・成長性・健全性において常にトップクラスの事業を展開し、株主の負託に応えます。
- 社員一人一人の持てる個性が最大限発揮されるように、常に個人の存在を尊重します。
- 公正で誠実な事業活動を通じて、常に人間社会の発展に貢献します。

トピックス

東京海上ホールディングス株式会社による100%子会社化

2009年6月22日付で東京海上ホールディングス株式会社の100%子会社となりました。東京海上グループにおいて少額短期保険会社のユニークなビジネスモデルを通し、東京海上グループが持つ強みを最大限に発揮し、グループトータルの企業価値を向上させていきます。

社名変更

2010年7月1日付で、「ミレア日本厚生少額短期保険株式会社」から「東京海上ミレア少額短期保険株式会社」へ社名変更をおこないました。

東京海上グループの少額短期保険会社であることの一層の認知度向上を図り、更なるお客様の支持拡大を目指してまいります。

テナント保険の販売開始

2010年4月より、賃貸事業者向けの商品「テナント保険」を販売開始し、保険商品のラインナップを充実させました。賃貸入居者向け商品「新・お部屋の保険」と同様シンプルな商品とし、ご好評をいただいております。

ホームページリニューアル

社名変更に伴い、ホームページをリニューアルしました。従来よりもアイコンを大きくし、見やすく分かり易いホームページとしております。



経営について

東京海上グループ概要	6
経営戦略	8
CSR(企業の社会的責任)の取り組み	10
代表的な経営指標	11
2009年度の事業概況	12
コーポレート・ガバナンスの状況	13
内部統制基本方針	14
コンプライアンス態勢	15
情報管理方針	16
情報開示	18
勧誘方針	18
リスク管理態勢	19
資産運用方針	19
募集制度	20
お客様にご満足いただくために	21

東京海上グループ概要

東京海上ホールディングスの業務内容

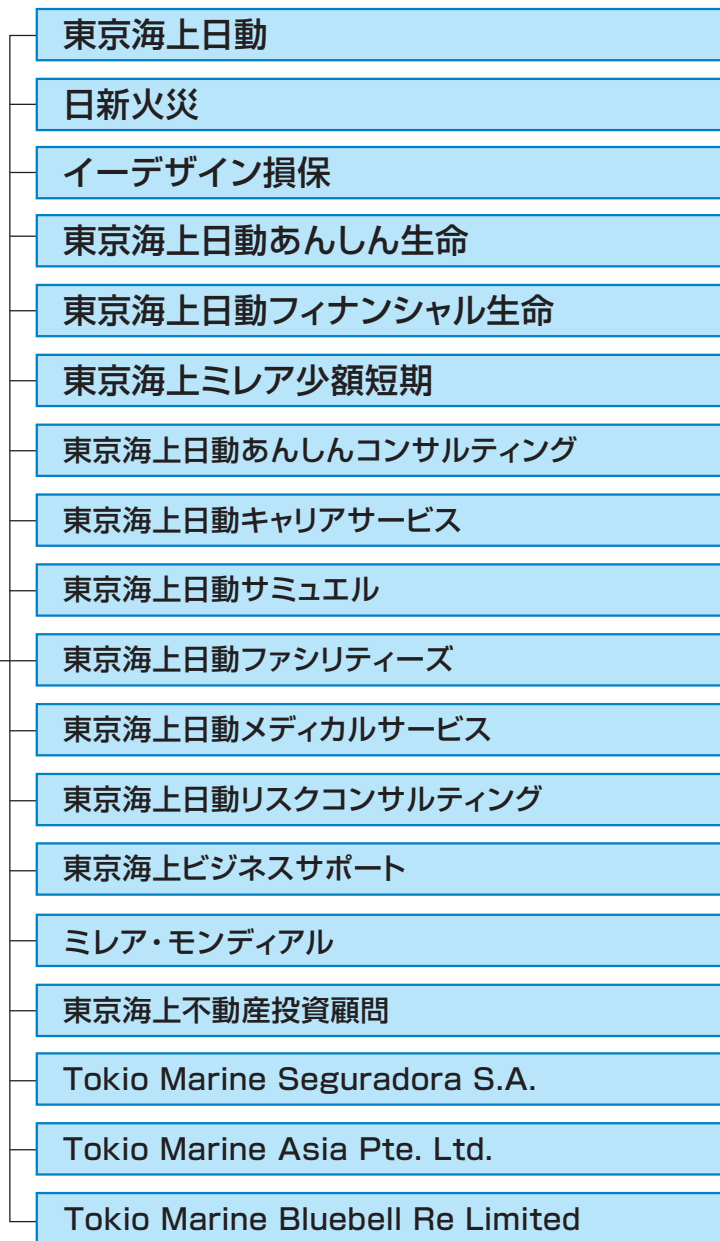
東京海上ホールディングスは、グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、子会社等の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、CSR推進機能を備えています。

これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革とグループ各社間のシナジー効果を追求します。

東京海上ホールディングスが直接出資する会社

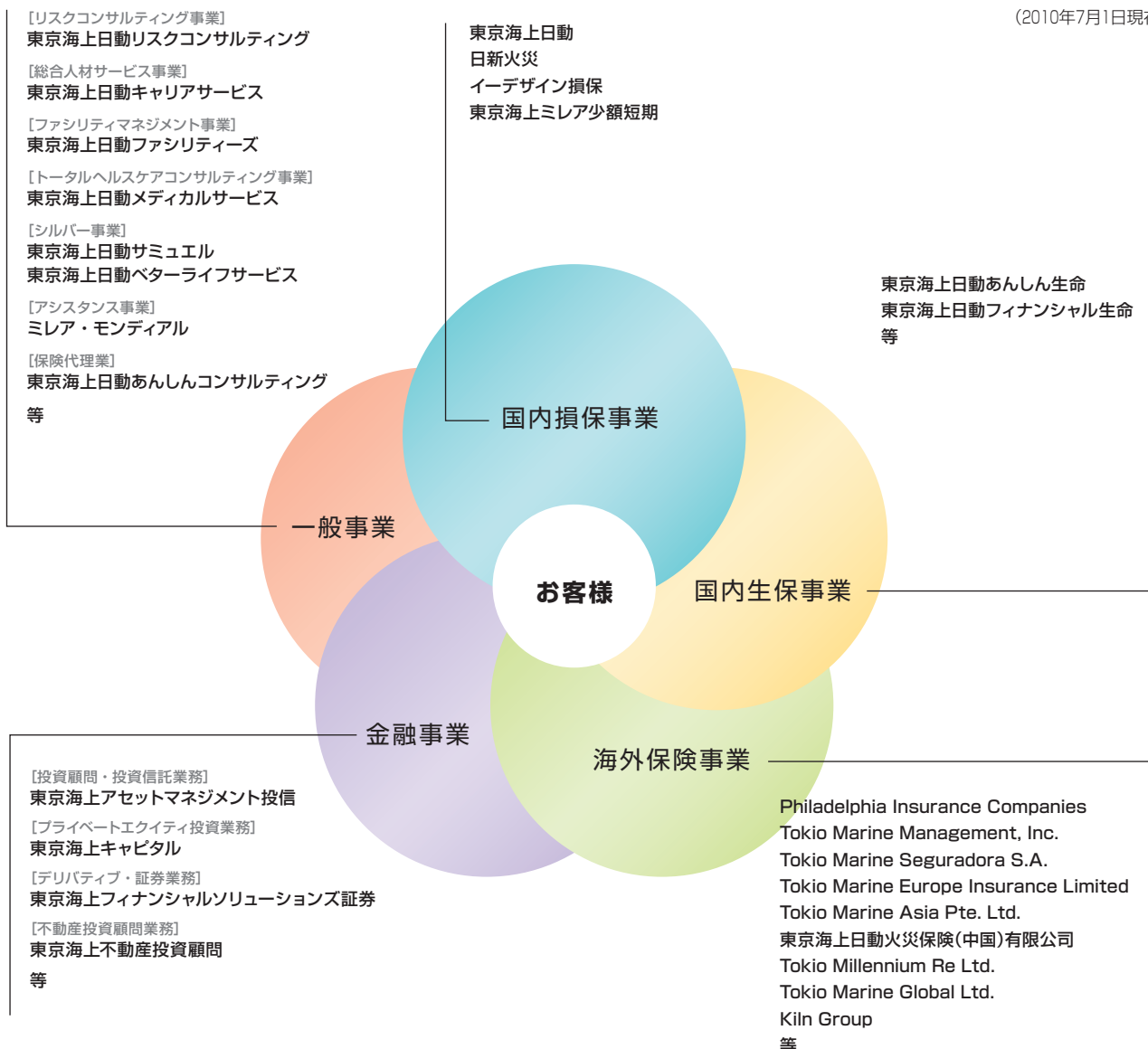
(2010年7月1日現在)

東京海上ホールディングス(上場持株会社)



東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2010年7月1日現在)



海外ネットワーク

(2010年3月31日現在)



現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

経営戦略

東京海上ホールディングスの経営戦略

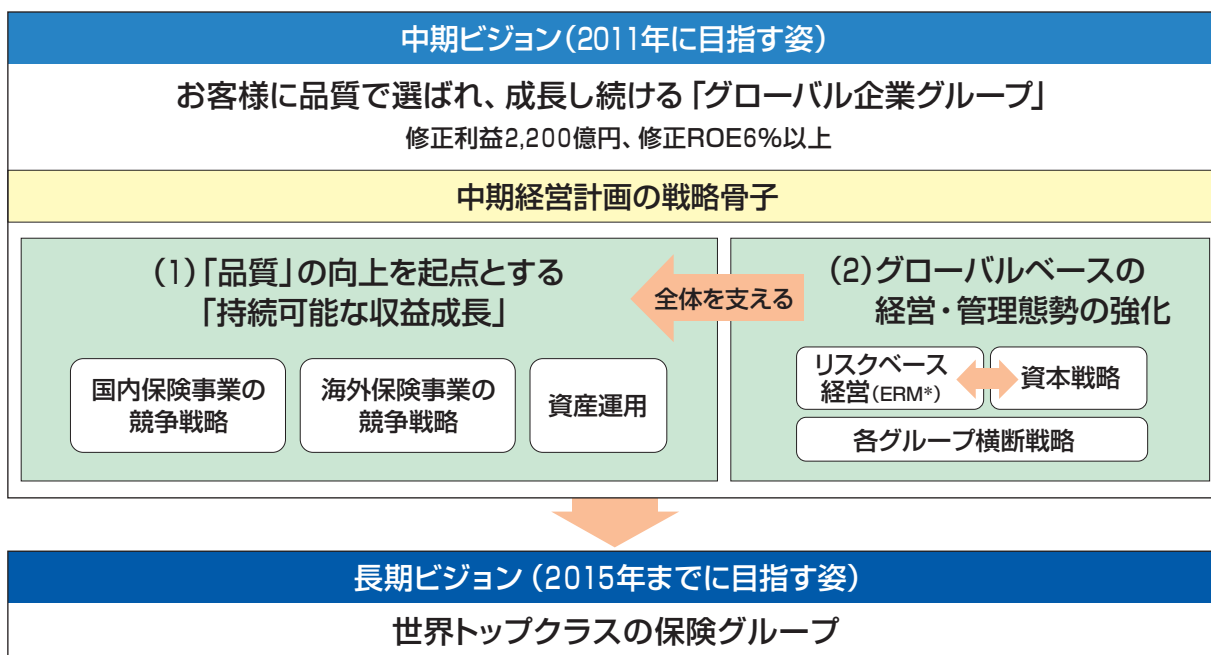
東京海上グループは、全世界のグループ会社におけるCSR経営の実行を通じて、お客様をはじめとするさまざまなステークホルダーへ提供する価値を向上させ、社会とともに持続的に成長・発展し、グループ企業価値を永続的に高めていきます。

2009年度からスタートした3か年のグループ中期経営計画「変革と実行 2011」では、厳しい事業環境のもとでも持続性のある成長を実現していくために、グループ各社が提供する商品・サービス、業務プロセスがお客様から「品質」で選ばれ、かつグローバルに競争力を発揮できる態勢の構築を目指していきます。

中期経営計画「変革と実行 2011」

1. 全体像

中期経営計画「変革と実行 2011」で東京海上グループが目指す姿は、「お客様に品質で選ばれ、成長し続ける『グローバル企業グループ』」であり、以下に掲げる2つの戦略骨子のもと、企業価値の最大化を実現していきます。

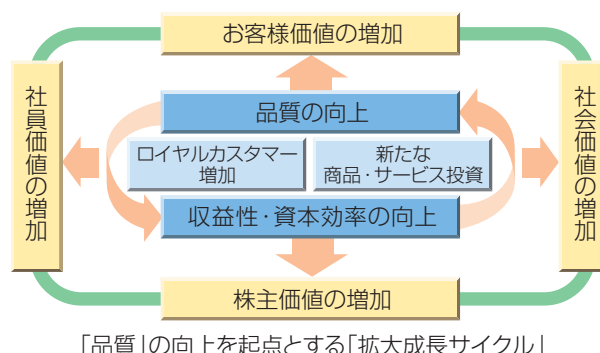


*ERM : Enterprise Risk Management

ここでいう「品質」とは、商品・サービスのわかりやすさや利便性、正確で迅速な業務プロセス、財務の健全性等、東京海上グループのあらゆる事業活動に関わる「品質」を意味し、「品質」の向上が持続可能な収益成長のために最も重要であると考えています。

(1)「品質」の向上を起点とする「持続可能な収益成長」

東京海上グループが持続的に成長するためには、グループ内の全ての会社が「品質」の向上を起点とする右記の「拡大成長サイクル」を実現することが必要であり、この循環を通じて全てのステークホルダーの価値を持続的に増加させていきます。



(2)グローバルベースの経営・管理態勢の強化

国や地域に関係なく、全てのステークホルダーに高い価値提供を行い、さらにその実現のためにグループ内の経営資源をボーダレスに活用できる経営・管理態勢を構築・強化していきます。

中でも、今後、会計基準や保険会社の監督規制等が大きく変わろうとしていることを踏まえ、「リスクベース経営(ERM)」に必要なインフラ構築に特に強力に取り組んでいきます。

2. 定量ビジョン(数値目標)

中期経営計画(2011年度)では、修正利益2,200億円、修正ROE6%以上を目指します。

また修正利益に占める各事業の構成比率は、中核事業である国内損害保険事業を軸に海外保険事業および国内生命保険事業をさらに拡大させ、全体としてバランスの取れた事業ポートフォリオの構築に一層注力していきます。

事業ドメイン		2008年度実績	2009年度実績	2010年度計画	2011年度に目指す姿 (定量ビジョン)
修正利益	国内損害保険事業	51億円	462億円	430億円	1,150億円
	東京海上日動	169億円	546億円	450億円	1,150億円
	日新火災	△107億円	2億円	20億円	50億円
	その他	△11億円	△86億円	△40億円	△50億円
	国内生命保険事業	△572億円	520億円	320億円	400億円
	東京海上日動あんしん生命	△60億円	322億円	330億円	350億円
	東京海上日動フィナンシャル生命 他	△512億円	198億円	△10億円	50億円
	海外保険事業	208億円	765億円	600億円	600億円
	損害保険事業	232億円	697億円	590億円	570億円
	元受	33億円	371億円	340億円	400億円
	再保険	199億円	325億円	250億円	170億円
	生命保険事業	△7億円	78億円	20億円	60億円
	金融・一般事業	△211億円	△94億円	10億円	50億円
	グループ合計	△525億円	1,654億円	1,360億円	2,200億円
	グループ合計ROE	△1.7%	5.8%	4.3%	6.0%以上

※収益・ROEは、企業価値を的確に把握し、その拡大に努める観点から「修正利益ベース」で定めます。

※海外保険事業合計では、内訳には賦課されていない費用を差し引いています。

<修正利益の定義>

(1)損害保険事業

修正利益=当期純利益+異常危険準備金等繰入額+価格変動準備金繰入額
-ALM債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益-保有株式・不動産等に関する売却損益・評価損-その他特殊要素
(各調整額は税引き後)

(2)生命保険事業

修正利益=エンベディッド・バリューの当期増加額-増資等の資本取引
(一部の生保については(3)の基準により算出(利益については本社費等を控除))

(3)その他の事業

財務会計上の当期純利益

東京海上ミレア少額短期の取り組み

当社においても東京海上グループの目指す姿・中期経営計画「変革と実行 2011」に基づき事業の拡大を図ります。

CSR (企業の社会的責任) の取り組み

東京海上グループ CSR憲章

東京海上グループ CSR憲章

東京海上グループは、以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることにより、「企業の社会的責任 (CSR)」を果たします。

商品・サービス

- ・ 広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。

人間尊重

- ・ すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
- ・ 安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人材育成をはかります。
- ・ プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。

地球環境保護

- ・ 地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。

地域・社会への貢献

- ・ 地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。

コンプライアンス

- ・ 常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。

コミュニケーション

- ・ すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。

国連グローバル・コンパクトへの参加

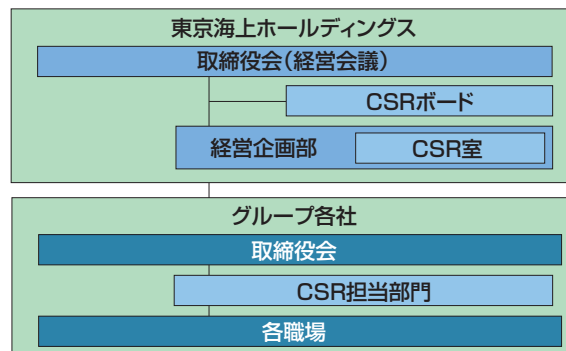
国連グローバル・コンパクトが提唱している人権・労働・環境・腐敗防止に関する企業行動10原則の考えや内容は、東京海上グループの考えやCSR憲章と共通するものであり、東京海上ホールディングス（および東京海上日動）では、2005年から国連グローバル・コンパクトに参加しています。



CSR推進体制

東京海上グループでは、東京海上ホールディングス社長を委員長とし、主要グループ各社社長をメンバーとする「CSRボード」を設置し、グループ全体のCSRに関する方針・計画の策定・進捗管理を行っています。またグループ各社は、CSRボードの方針・計画に従い、自社においてCSRを推進しています。また当社は、CSR推進の専任部署としてCSR室を設置し、グループ全体のCSR推進、およびグループ各社のCSRに対するサポートをしています。各社ではCSR担当部門が推進役となり、各職場におけるCSRの活動を進めています。

〈東京海上グループのCSR推進体制〉



東京海上ミレア少額短期の取り組み

当社においても東京海上グループCSR憲章に基づき、お客様の視点に立った保険商品・サービスの提供を目指す等、積極的にCSRを推進しています。

代表的な経営指標

2009年度 代表的な経営指標

項目 \ 年度	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)
元受正味保険料	10,389千円	3,326,058千円	4,400,612千円
正味収入保険料	△16,670千円	589,173千円	1,293,336千円
正味損害率	△1.4%	21.0%	17.8%
正味事業費率	△1,907.7%	246.3%	100.7%
保険引受利益	△308,690千円	△83,912千円	△252,792千円
経常利益	△308,400千円	△858千円	△215,879千円
当期純利益	△310,690千円	△8,656千円	△223,704千円
ソルベンシー・マージン比率	8,278.3%	1,858.3%	1,918.4%
総資産額	860,458千円	3,624,116千円	3,336,120千円
純資産額	755,437千円	1,938,447千円	1,714,743千円
保険業法上の純資産額(※)	755,437千円	1,979,779千円	1,781,942千円

※ 保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第211条の8第1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものです。

現
状

経営
について

商品・サービス
について

業績
データ

コーポレート
データ

2009年度の事業概況

経営環境

2008年のリーマンショック以降、当年度も国内外の経済環境は依然として厳しい状況が続いており、わが国においても、雇用の悪化や地価の下落といったデフレ現象により、住宅着工件数の大幅な減少、および賃貸物件における空室率の高止まり等、当社が対象マーケットとしている不動産業界の経営環境は厳しさを増しています。一方、損保業界においては、大手の経営統合によるメガ損保化と経営の効率化が進んでおり、これに伴う保険代理店の流動化が起きています。このような状況下、当社の当年度の取り組み経過および成果は、以下のとおりであります。

東京海上ホールディングス株式会社による100%子会社化

2009年6月22日付で東京海上ホールディングス株式会社の100%子会社となり、東京海上グループにおいて、少額短期保険会社のユニークなビジネスモデルを通してニッチなマーケットでの深耕を果たす独自の役割が一層明確なものとなりました。

商品・サービス

昨年度下期に販売を開始した、オールリスク型の「賃貸入居者総合保険」(新・お部屋の保険)がマーケットに受け入れられ、また、営業部門の強化や東京海上グループとの連携による優良代理店の新設が進み、保険料収入が順調に増加しました。

また、「賃貸入居者総合保険」(新・お部屋の保険)において、保険法対応等に伴う改定を実施した他、新商品(テナント保険)の商品届出を行い、2010年度の販売開始に向けた準備を完了しました。

当年度業績

保険料4,540百万円に回収再保険金等の再保険収入2,603百万円を加えた保険料等収入は7,143百万円となり、支払備金戻入額、資産運用収益、その他経常収益を加えた経常収益は7,187百万円となりました。

一方、保険金等支払金3,922百万円、責任準備金繰入額19百万円、事業費3,461百万円等を合

計した経常費用は7,403百万円となりました。

この結果、経常損失は215百万円、当期純損失は223百万円となり、当年度末の利益剰余金は△543百万円、純資産は1,714百万円となりました。

コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンス態勢

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置づけ、親会社である東京海上ホールディングスが策定した「コーポレート・

ガバナンス方針」に基づいた健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築しています。

当社の統治機構

1. 取締役・取締役会

取締役は5名、うち2名が社外取締役であり(2010年7月1日現在)、任期は1年とし、再任を妨げないものとしています。

取締役会は、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する責務、適切な内部統制システムを構築する責務などを負います。

また、各取締役は、取締役会がこれらの責務・機能を十分に全うできるよう努めます。

2. 経営会議

当社では、経営方針および業務執行の全般に関わる重要事項について協議を行うことを目的として、常勤取締役、常勤監査役および本社管理部門の部長から構成される経営会議を設置しています。

3. 取締役会委員会

当社では、取締役会から諮問された事項についての調査、審議もしくは立案を行い、また、委任された事項について、その解決策を計画・立案し、総合的に調査のうえ、推進することを目的として、常勤取締役、常勤監査役および部長から構成される以下の取締役会委員会を設置しています。

(1) コンプライアンス委員会

当委員会は、コンプライアンスに関する方針および実施計画の策定と推進、コンプライアンスの社内推進体制の整備、コンプライアンスに関する社員教育・研修に関する基本方針および実施計画の策定等を担っています。

(2) リスク管理委員会

当委員会は、リスク管理の基本方針および基本計画の策定、リスク管理体制の整備、リスク管理に関する社員教育・研修の統轄および実施、事業運営に重大な影響を及ぼすリスクが突発的に発生した場合の緊急対応の検討等を担っています。

4. 監査役・監査役会

監査役は、独立した機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行について監査を行います。

監査役は3名全員が社外監査役です。(2010年7月1日現在)

監査の実施にあたっては、監査役会で定めた監査役会規則、監査役監査基準、監査方針および監査計画等に従い、質の高い監査を実施するよう努めています。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングス株式会社（以下「東京海上HD」という。）との間で締結された経営管理契約および東京海上HDが定めた各種グループ基本方針等に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定める。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、東京海上グループ経営理念、東京海上HDとの間で締結された経営管理契約、「東京海上グループグループ会社の経営管理に関する基本方針」をはじめとする各種グループ基本方針等に基づき、適切かつ健全な業務運営を行う。
- (2)当社は、事業戦略、事業計画等の重要事項の策定に際して東京海上HDの事前承認を得るとともに、各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を取締役会および東京海上HDに報告する。
- (3)当社は、「東京海上グループ 財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (4)当社は、「東京海上グループ グループ内取引等の管理に関する基本方針」に基づき、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に基づき、以下のとおり、コンプライアンス体制を整備する。
 - a. 役職員が「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - b. コンプライアンスを統轄する部署を設置するとともに、年度アクションプランを策定して、コンプライアンスに関する取り組みを行う。
 - c. コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施して、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - d. 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほか、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2)当社は、「東京海上グループ 顧客保護等に関する基本方針」に基づき、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3)当社は、「東京海上グループ 情報セキュリティ管理に関する基本方針」に基づき、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4)当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5)当社は、「東京海上グループ 内部監査に関する基本方針」に基づき、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、内部監査規程を制定し、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1)当社は、「東京海上グループ リスク管理に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理体制を整備する。
 - a. リスク管理方針を定め、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてリスク管理を行う。
 - b. リスク管理を統轄する部署を設置するとともに、リスク管理方針において管理対象としたリスク毎に管理部署を定める。
 - c. リスク管理についての年度アクションプランを策定する。

- (2)当社は、「東京海上グループ 危機管理に関する基本方針」に基づき、危機管理方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、経営管理契約に基づき、グループの経営戦略および経営計画に則って、事業計画（数値目標等を含む。）を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。
- (2)当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3)当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4)当社は、「東京海上グループ 人事に関する基本方針」に基づき、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員および当該職員の取締役からの独立性に関する事項

- (1)当社は、監査役の求めに応じ、監査役の監査業務を補助するための監査役直轄の事務局を設置し、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した職員を配置する。
- (2)監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3)当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1)役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2)役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および重要な報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2)監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3)役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4)内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。

コンプライアンス態勢

コンプライアンス方針

当社は、お客様の信頼をあらゆる活動の原点に置き、健全かつ公正な経営を旨とすることを経営理念や経営方針に掲げ、コンプライアンスを経営の基本に位置づけています。

<コンプライアンス宣言>

当社は、お客様の信頼を常に得るために、お客様から常に信頼される会社であることを経営理念としており、コンプライアンスの徹底は当社の経営理念の実践そのものです。

当社では遵守すべき重要な事項を「基本方針（行動規範）」としてまとめています。私たち全役職員は、この行動規範に則り、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底を最優先することをここに宣言いたします。

東京海上ミレア少額短期保険株式会社
取締役社長 関 栄男

現
状

経
営
こ
う
い
い

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
こ
う
い
い

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

また、東京海上グループとして東京海上グループ各社の全役職員が遵守すべきコンプライアンス行動規範を定めています。

<東京海上グループコンプライアンス行動規範>（骨子）

- 法令等の徹底 法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。
- 社会との関係 社会、政治との適正な関係を維持します。
- 適切かつ透明性の高い経営 業務の適正な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努めます。
- 人権・環境の尊重 お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。また、地球環境に配慮して行動します。

コンプライアンス態勢

「お客様の信頼を得るための日常の業務活動すべてがコンプライアンスの取り組み」という認識のもと、コンプライアンス態勢の強化を図り、全役職員がコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

- 会社全体としてのコンプライアンスの徹底のため、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設け、コンプライアンスに関する基本方針・年次計画の立案や実施状況の点検・監視を行っています。
- コンプライアンスの確実な推進とけん制機能の適切な実施のため、独立したコンプライアンス部門を設置しています。
- 各部長がコンプライアンス推進の責任者となりコンプライアンス研修の実施等、部署内のコンプライアンスの徹底を図っています。
- コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかにコンプライアンス部等に報告・相談を行うことを義務付けています。
- 何らかの理由で通常の報告・相談を行うことが適当でない場合には、各種ホットラインを利用して匿名で報告・相談を行うことができます。

情報管理方針

個人情報の保護

当社は、お客様の住所・氏名・契約内容などの情報について、業務上必要な範囲内において、適法で公正な方法により取得しています。

その情報については、保険契約のお引受・管理、適正な保険金のお支払い、お客様のニーズにあった保険商品・サービスのご案内などのために利用しています。また、当社では、「個人情報の保護に関する法律」および関連ガイドライン等に基づき、社内諸規定を整備し、社内および代理店の教育、モニタリングを行い、情報管理の徹底に取り組むとともに、日々、態勢の改善に努めています。

お客様の個人情報のお取扱いに関しては下記の「プライバシー・ポリシー」を定め、当社ホームページ (<http://www.tmsi.co.jp/>) で公表しています。

プライバシー・ポリシー

個人情報のお取扱いについて（プライバシー・ポリシー）

東京海上ミレア少額短期保険株式会社（以下「当社」という。）は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、保険事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインならびに東京海上グループ プライバシー・ポリシーを遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように、当社代理店および職員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが確実に行われるよう取り組んでまいります。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内でかつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を次の業務ならびに下記4. に掲げる目的に必要な範囲内で利用し、当該利用目的以外には利用しません。

- 保険契約の適正な引受、維持管理、更新、保険金のお支払い
- 委託先（代理店を含む）のサービスの案内・提供
- 当社業務・商品・サービスに関する情報提供、運営管理および商品・サービスの充実
- 当社が有する債権の回収
- 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- 東京海上グループ各社・提携先企業等が取り扱う生命保険、コンサルティング等の商品・サービスの案内
- 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- 当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- 当社社員の採用、販売基盤（代理店等）の新設・維持管理
- 他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- 問い合わせ・依頼等への対応
- その他上記目的に関連・付随する業務ならびにお客様とのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 個人情報の提供

当社は、次の場合を除き、ご本人の個人情報を第三者に提供することはありません。

- あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- 法令に基づく場合
- 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（代理店を含む）へ委託する場合
- 再保険の手続きをする場合
- 当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「4. グループ会社・提携先企業との共同利用について」をご覧ください。）

4. グループ会社・提携先企業との共同利用について

前記2.に記載した利用目的のため、ならびに持株会社による子会社の経営管理のために、当社と東京海上グループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。

個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書などに記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況など

個人データ管理責任者：東京海上ミレア少額短期保険株式会社

当社のグループ会社・提携先企業については、下記のとおりです。

グループ会社：ホームページアドレス (<http://www.tokiomarinehd.com/group/index.html>)

提携先企業：個人データを当社が提供している提携先企業はございません。

5. センシティブ情報の取扱

お客様の本籍地・健康状態などのセンシティブ情報につきましては、「保険業法施行規則第211条の33で準用する保険業法施行規則第53条の10」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に利用目的が限定されています。

当社は、これらの利用目的以外には、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供しません。

6. 個人データの管理方法

当社は、ご本人の個人データを正確、最新なものにするよう常に適切な措置を講じています。また、法令などにより要請される、組織的、技術的、人的な各安全管理措置を実施し、ご本人の個人データへの不当なアクセス、個人データの紛失・破壊・改ざん・漏えいなどを防止するため、万全を尽くしています。

なお、当社の委託を受けて個人データを取扱う会社にも、同様に厳重な管理を行わせています。万一、個人データに関する事故が発生した場合には、迅速かつ適切に対応いたします。

7. 個人情報の開示・訂正・利用停止等

当社は、ご本人の個人情報の開示、訂正等（訂正、追加、削除）、利用停止（利用停止、消去）のご請求については、下記「9. お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいた上で手続きを行い、後日原則として書面で回答いたします。利用目的の通知請求および開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。

開示等請求の詳細については、下記をご覧ください。

ホームページアドレス (<http://www.tmssi.co.jp/policy/index.html>)

8. 個人情報取扱いに関する継続的改善

当社は、個人情報の取扱いに関して定期的に見直し、一層の個人情報保護のために継続的改善に取り組んでまいります。また、このプライバシー・ポリシーの内容に変更が生じた場合、速やかにご通知するか当社のホームページなどに掲載し、公表いたします。

9. お問い合わせ窓口

当社の個人情報の取扱いに関する苦情や、個人データに関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】

■東京海上ミレア少額短期保険株式会社「お客様の声」受付窓口 0120-67-0055

受付時間：平日9：30～17：00（土日祝日および年末年始を除く）

当社は日本少額短期保険協会に加盟しております。同協会では、加盟会社の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けております。

■一般社団法人日本少額短期保険協会 0120-78-4422

受付時間：平日9：00～17：00（土日祝日および年末年始を除く）

東京海上ミレア少額短期保険株式会社
個人データ管理責任者
取締役 天野 勝彦

情報開示

当社は、お客様、株主、社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様の当社に対する理解を促進し、適正にご評価いただくために、「東京海上グループ情報開示基本方針」に基づき、当社に関する重要な情報を公正かつ適時・適切な開示に努めます。

ホームページ

当社のホームページには、商品・サービス・各種手続きのご案内や会社情報などを掲載しています。また、当社からのお知らせやニュースリリース等もご覧いただけます。(http://www.tmsi.co.jp/)



ディスクロージャー誌

当社の事業活動についてステークホルダーの皆様に幅広くご理解いただくために、毎年「東京海上ミレア少額短期の現状」を発行します。当社の概要、業績の概況をはじめ、経営方針、決算・財務情報等について分かりやすく説明しています。

また、東京海上ホールディングスでは、東京海上ホールディングスおよびその事業子会社の業務及び財産の状況を説明した「東京海上ホールディングスの現状」を発行しています。



勧誘方針

当社では、お客様への販売・勧誘にあたって「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、勧誘方針を次のとおり定め、保険商品の適正な販売活動に努めます。

1. 金融商品の販売等に関する法律・消費者契約法・個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
2. 当社代理店に勧誘方針の理解と徹底を図るための指導・教育に努めます。
3. 保険商品の内容およびご契約に関する重要事項については、重要事項説明書による説明を行い、お客様が十分理解されたうえでご契約いただくよう努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
4. 保険の販売・勧誘にあたっては、お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所での勧誘はいたしません。
5. 保険事故が発生した場合は、迅速かつ適正な保険金の支払いに努めます。
6. プライバシー保護の重要性を認識し、お客様の情報については、適正かつ厳正な管理に努めます。
7. お客様からのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
8. お客様のご意見等の収集に努め、今後の保険商品の改善や販売活動に反映していくよう努めます。

リスク管理態勢

リスク管理方針

保険事業運営上のリスクが高度化・複雑化・多様化してきたことを踏まえ、当社は、東京海上グループのリスク管理基本方針に基づき各種の「リスク管理方針」を定め、業務の健全性と適正性を確保し維持する管理態勢を構築しています。

<リスク管理基本方針>

業務の健全性と適正性を確保し維持することを目的に「リスク管理基本方針」を定め、リスク管理に係る組織・体制、リスクの定義、レポーティングルールなど、当社のリスク管理全般に関する基本的事項を明確化しています。

<危機管理方針>

当社は、リスク管理基本方針に基づき「危機管理方針」を定め、お客様・代理店との関係に広範かつ重大な影響が生じたり、当社業務に著しい支障が生じる事態において、適切な行動・措置をとり、当社が被る経済的損失を極小化し、迅速に通常業務へ復旧することとしています。

<個別リスク管理方針>

当社の事業遂行に関わる主要なリスクを特定し、主管部を定め個別にリスク管理に取り組んでいます。主要なリスクの概要は次のとおりです。

①保険引受リスク

商品開発改定等に関するリスク、個別契約引受に関するリスク、再保険に関するリスク、適切な責任準備金または支払備金の積立が行われないリスクからなります。

②流動性リスク

当社の財務内容の悪化等を原因として流入資金の減少または資金流出の増加が生じることにより当社が債務を履行できなくなる等により当社が損失を被るリスクのことです。

③事務リスク

社員・代理店等の事務ミスや不正な処理により当社が損失を被るリスクのことです。

④システムリスク

情報システムに関して、その停止または誤作動、不正使用、セキュリティ対策の不備などが原因となって、当社が直接、間接を問わず、損失を被るリスクのことです。

⑤情報漏えいリスク

役員・社員・代理店等の誤りや不正な処理等により、顧客情報や機密情報が漏洩し、当社が損失を被るリスクのことです。

⑥法務リスク

事業活動に関連して発生する可能性がある、法令等の不遵守、法律紛争の発生等により損失を被るリスクのことです。

⑦レピュテーションリスク

当社および当社業務に密接な関係を有する者に関する否定的な評価・評判が流布されることにより当社の信用やブランド価値等が悪化し、結果的に不利益を被るリスクのことです。

⑧事故・災害・犯罪リスク

事故・災害・犯罪に起因して、当社または代理店等当社業務に密接な関連を有するものが、その生命・身体・資産・情報・信用・業務遂行能力に被害が発生することにより当社が損失を被るリスクのことです。

資産運用方針

資産運用方針

少額短期保険業者の資産運用は、預貯金（外貨建てを除く）・国債・地方債等に限定されているうえ、当社では安全性・流動性の確保のため預貯金による運用を基本方針としております。

募集制度

代理店

当社では、当期末現在で約1,800店の不動産業および不動産管理業者の代理店が、賃貸住宅に入居するお客様へ「保険」と「サービス」をご案内し、日常生活に関わる安心をお届けしています。

代理店の役割と業務内容

代理店は、少額短期保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わって、お客様との間で保険契約を締結し、保険料を領収することを基本的な業務としています。

具体的には、当社の「新・お部屋の保険」をお客様にご案内する時に、「重要事項説明書」に基づき、“契約概要”と“注意喚起情報”をご説明し、お客様に合った契約をお勧めした上で契約の意向確認を行い、保険契約を締結します。

また、お客様からの引越しや解約のお申し出に対して、当社に連絡いただくための説明・案内を行います。

代理店登録および届出

代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき、内閣総理大臣への登録を受けることが必要です。

また、当社の保険取扱者（保険募集人）は、少額短期保険業の共通試験である「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣への届出を行うことで、保険募集が可能になります。

当社の少額短期保険代理店制度

当社の代理店制度は、「新・お部屋の保険」（賃貸入居者総合保険）をお取り扱いいただく不動産業および不動産管理業者様向けに独自の仕組みをご提案しており、多くの代理店様にご支援を得ております。

◆代理店数

2008年度末	2009年度末
1,567店	1,774店

代理店教育およびモニタリング

◆少額短期保険・試験前講習

代理店業務を行うためには、「少額短期保険募集人試験」に合格する必要があることから、研修等を通じ、「保険の基礎知識」「少額短期保険業」「コンプライアンス」「保険商品の概要」および「保険の周辺知識」の習得を図っております。

◆コンプライアンス研修

代理店のコンプライアンスの徹底および推進を目的として、「コンプライアンス・ハンドブック」を作成しています。

また、保険募集開始前に保険募集人全員に配布しコンプライアンス研修を行います。

◆商品業務研修

代理店の業務を正確に行うことを目的として、「代理店業務マニュアル」を作成しています。商品業務研修はコンプライアンス研修と同時期に行います。

特に、少額短期保険特有の業務（契約時の名寄せなど）やルール（一契約者の被保険者数の制限など）について、研修を実施しております。

◆代理店点検（モニタリング）

「代理店点検」等の実施により、代理店の法令遵守および業務遂行状況の実態を把握し、代理店における保険募集の適正性を確保すべく指導を継続します。

お客様にご満足いただくために

当社は、「お客様から常に信頼される会社であること」を目指し、「お客様の声」を「お客様の重要かつ貴重な生の情報」と捉えるとともに、特にお客様からのご不満に対しては、真摯に受け止めることにより、顧客サービスの向上、業務改善にいかしてまいります。

「お客様の声」をお聴きする取り組み

「お客様の声」の受付窓口

当社では以下のとおり、「お客様の声」を承っております。特にお客様からのご不満に対しては、関連部門とも連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

●お客様専用フリーダイヤル及び事故受付センター

ご契約に関するご質問やご相談は当社のお客様専用フリーダイヤルに、また事故の経過確認・解決についてのご相談は当社の事故受付センターへお問い合わせください。

お客様専用フリーダイヤル：0120-67-0055
事故受付センター：0120-811-333
(受付時間 平日9：30～17：00)

●ホームページ「お客様の声」照会窓口

当社のホームページ上にも「お客様の声」照会窓口を設置しています。

(<http://www.tmssi.co.jp/>)

商品内容やサービス、その他保険関係全般についてのご照会や当社に対するご不満等についてのご意見を承っています。

「お客様の声」を経営にいかす取り組み

「お客様の声」の分析・活用

お客様からお寄せいただいたご不満などのご意見については、当社の担当部において一元管理するとともに分析を行い、関係各部署への改善提案および業務プロセスや商品等の改善など当社の施策にいかしていきます。

「お客様の声」の取締役会・経営会議への四半期毎の報告

「お客様の声」についての分析結果を四半期毎

に取締役会および経営会議に報告し、情報共有と経営改善にいかしていきます。

「お客様の声」の部門長への配信

「お客様の声」の受付事例を情報共有と経営改善にいかすため、定期的に部門長へ配信しています。

また、受付情報および対応経過も一元管理され、閲覧が可能な社員が随時情報共有することができます。

公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

一般社団法人 日本少額短期保険協会

日本少額短期保険協会では、お客様相談窓口において、少額短期保険に関する相談や苦情等

を受け付けています。

詳しくは、日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。

(<http://www.shougakutanki.jp>)

商品・サービスについて

保険のしくみ	24
取扱商品	27
各種サービス	27

保険のしくみ

保険制度

保険制度とは、偶然の事故による損害を保障するために、多数の人々が統計学に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際には保険金を受け取ることができる仕組みです。このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的保障を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

少額短期保険

少額短期保険とは、2005年の保険業法改正により新たに誕生した保険業態で、以下の範囲で保険契約のお引受けを行っています。

- ①保険期間は2年以内
- ②一の保険契約に係る保険金額に上限がある（損害保険は1,000万円。経過措置期間中は5,000万円）
- ③一の被保険者に係る保険金額の合計額は1,000万円以内（経過措置期間中は5,000万円以内）
- ④一の被保険者に係る低発生率保険*の保険金額の合計額は上記③とは別枠で1,000万円以内
※「低発生率保険」とは、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険（自動車の運行に係るものを除く。）です
- ⑤一の保険契約者に係る被保険者の総数は100名以内

保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が財務局へ届出を行ったものを適用しています。保険料は、純保険料（保険金の支払いに充てる部分）と付加保険料（保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充てる部分）から成り立っています。

ご契約の流れ

ご契約の募集

少額短期保険の募集は、当社が保険契約を結ぶ権限を付与した代理店が行っています。

ご契約内容の確認

少額短期保険会社の販売する商品は、保険という無形の商品ですので、普通保険約款・特約条項でその内容を定めています。

約款と特約条項には、当社とご契約者・被保険者（保険の保障を受けられる方）との間における権利・義務が具体的に記されています。

また、「商品パンフレット」「重要事項説明書（ご契約概要・注意喚起情報等）」「ご契約のしおり」等を作成し、商品内容をわかりやすくご説明しています。

ご契約にあたって当社は、ご契約がお客様のご希望に沿った内容であることを確認させていただき取り組みを実施しています。

適切な保険金額のご設定

保険契約は、事故や災害による損害を適正な保険金で補うことが目的です。万一のときに十分な保障が得られるよう、適切な保険金額でご契約いただくことが重要です。

申込書の正しいご記入

保険契約は、ご契約者によるご契約のお申し込みと保険会社による承諾という双方の合意により成立し、申込書に記載された事項がご契約者と保険会社の双方を拘束するものとなります。

申込書で告知事項と定めた項目について、ご記入いただいた内容が事実と異なる場合は、保険金をお支払いできないことがあります。申込書の記載内容に誤りがないか確認いただくことが大切です。

保険料のお支払い

保険料はご契約と同時に支払ってください。

その際に、当社所定の領収証を発行いたしますので、お受取りください。

なお、ご契約が解除された場合や失効した場合等には、約款の規定に従って保険料の一部をお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、詳細は約款等をご確認ください。

引受確認

お申し込みいただいた内容によっては、当社の引受規定により、お引受けできないことがあります。この場合、既にお支払いいただいた保険料は、その全額をご契約者にお返しします。

保険証券の内容の確認

保険のご契約後、ご契約の証として保険証券を作成のうえ、お手元にお届けします。内容をご確認いただき大切に保管してください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約内容に変更が生じたときは、すぐにご連絡ください。

ただし、変更後の内容が当社の引受範囲を超える場合は、変更後に生じた損害はお支払いの対象外となりご契約は解除させていただくこととなります。

クーリングオフについて

保険期間が1年を超える個人向けのご契約について、クーリングオフ制度があります。

当社では、新・お部屋の保険の個人契約が本制度の対象です。対象となるご契約の場合は、ご契約のお申し込み後であっても、「お申込日または『クーリングオフ説明書』を受領した日のいずれか遅い日から起算して8日以内」であれば、お申し込みの撤回またはご契約の解除（クーリングオフ）を行うことができます。

なお、テナント保険は、事業のために締結する保険契約でありクーリングオフを行うことはできません。

再保険について

当社では、当社の保険金支払責任の一部を他の保険会社に保険により移転することによって危険の分散を図っています。このような保険会社間の取引を「再保険」といいます。

事故発生から保険金お受け取りまでの流れ

1. 事故の発生

- ① 万一火災事故が発生したら、負傷者がいないか確認し、負傷者がいた場合は救援等の緊急措置や損害の拡大防止を行うとともに消防署や警察署に通報してください。
- ② 万一盗難事故に遭われたら、警察署に通報してください。窓ガラスまたはドアを破損されている場合は、お部屋の管理会社様または家主様に連絡し修理の打合せを行ってください。
- ③ 万一漏水事故を起こしてしまったら、損害の拡大防止を行うとともに、自室および階下の被害状況を確認し、階下に被害がある場合は、階下の住人に配慮して誠意を持って対応してください。ただし現場での安易な約束にはご注意ください、「損害賠償については、保険会社と相談しながら進めさせてください」とお伝えください。

2. 東京海上ミレア少額短期事故受付センターへのご連絡

緊急措置後は、すみやかに東京海上ミレア少額

短期事故受付センターまたは代理店（管理会社）までご連絡いただき、証券番号、契約者名、被保険者名、事故の日時・場所、事故状況、届出消防・警察署などをお伝えください。事故受付センターでは、24時間365日、フリーダイヤルで全国各地のお客様からの事故のご連絡をお受けしています。事故受付登録後に担当者から対応についてご案内します。

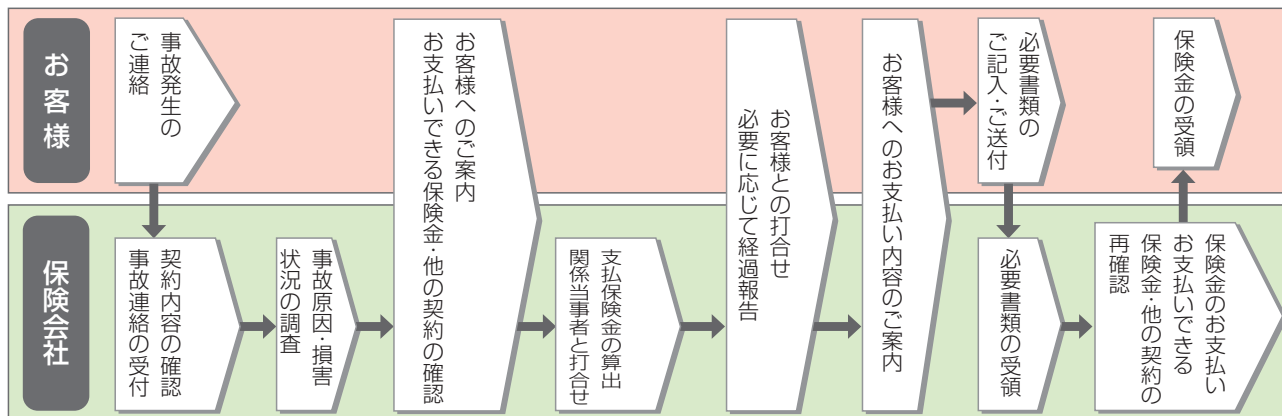
3. 損害状況の確認、保険金の算出

ご契約の内容を確認のうえ、事故の原因や発生した損害を調査するために、事故物件の確認や、被害者・管理会社・家主様など関係者との打合せを行います。また、お客様との打合せを行い、お支払いできる保険金を算出し、お支払いできる保険金に漏れないか確認のうえ、お客様にご案内します。

4. 保険金請求書のご記入、保険金のお支払い

お受け取りになる保険金の額が確定したのち、お支払い手続きに必要な書類などをお客様にご記入いただき、ご提出いただきます。所定の書類を受領後、迅速にお客様ご指定のお支払い先に保険金をお支払いします。

【お支払いまでの一般的な流れ《火災事故の例》】



【保険金のお支払いに必要な書類】

火災事故	火災で家主様への賠償事故	盗難事故	賠償事故
保険金請求書	保険金請求書	保険金請求書	保険金請求書
罹災証明書	罹災証明書	警察署発行の受理番号	事故証明書(必要に応じて)
印鑑証明書(必要に応じて)	印鑑証明書(必要に応じて)	印鑑証明書(必要に応じて)	印鑑証明書(必要に応じて)
賃貸借契約書写し	賃貸借契約書写し	賃貸借契約書写し	賃貸借契約書写し
損害品明細書	損害の見積書	損害品明細書	損害の見積書
	示談書または免責証書	修理見積書(修理がある場合)	示談書または免責証書

(注) 一定の事案につきましては、保険金請求書を省略してお支払いするサービスを実施しています。

取扱商品

当社では、賃貸物件向けの商品をご用意しています。

賃貸住宅向けの「新・お部屋の保険」と賃貸施設向けの「テナント保険」があります。

新・お部屋の保険（賃貸入居者総合保険）

賃貸住宅にお住まいのお客様専用の商品で、保障の概要は次のとおりです。

各保障の保険金のお支払額には限度額があります。詳細は、「ご契約のしおり」をご確認ください。

(1) 家財の保障

借戸室に収容される家財に生じた次の事故による損害に対し、再調達価額を基準に保険金をお支払いします。ただし、貴金属・宝石・美術品等については、時価額が基準となります。

- ・火災、落雷、破裂・爆発、風災・雪災 など
 - ・外部からの物体の落下、飛来、衝突等
 - ・他人の戸室や給排水設備に生じた事故による水濡れ
 - ・騒じょうなどの集団行動や労働争議による暴力行為・破壊行為
 - ・家財などの盗難
 - ・水災による床上浸水
 - ・上記以外の偶然な事故による破損・汚損
- また、以下の各種費用も保障します。
- ・臨時宿泊費用
 - ・被災転居支援費用

- ・残存物取片づけ費用
- ・失火見舞費用
- ・地震災害費用

(2) お住まいの修理費用の保障

次の損害に対する修理費用がお支払いの対象です。

- ・家財保障の対象となる事故による借戸室の損害
- ・借戸室で被保険者が死亡したことによる借戸室の損害
- ・凍結による借戸室の専用水道管の損害

(3) 家主さんへの賠償責任の保障（入居者賠償責任保障）

(4) 日常生活での賠償責任の保障（個人賠償責任保障）

テナント保険

借用施設で事業を営むお客様専用の商品で、保障の概要は次のとおりです。

各保障の保険金のお支払額には限度額があります。詳細は、「ご契約のしおり」をご確認ください。

(1) 設備・什器の保障

借用施設に収容されている設備・什器に生じた次の事故による損害に対し、再調達価額を基準に保険金をお支払いします。ただし、貴金属・宝石・美術品等については、時価額が基準となります。

- ・火災、落雷、破裂・爆発、風災・雪災 など
- ・外部からの物体の落下、飛来、衝突
- ・他人の戸室や給排水設備に生じた事故による水濡れ
- ・騒じょうなどの集団行動や労働争議による暴力行為・破壊行為
- ・設備・什器などの盗難
- ・水災による地盤面より45cmを超える浸水など

- ・上記以外の偶然な事故による破損・汚損
- また、以下の各種費用も保障します
- ・修理費用
- ・臨時費用
- ・残存物取片づけ費用
- ・失火見舞費用

(2) 家主さんへの賠償責任の保障（借家人賠償責任保障）

(3) 借用施設における業務上の偶然な事故による賠償責任の保障（施設賠償責任保障）

各種サービス

■ 現場急行サービス

「新・お部屋の保険」（賃貸入居者総合保険）の被保険者向けのサービスです。

不動産管理会社に連絡が取れずお困りの緊急時に「現場急行サービス」にご連絡いただければ、当社の提携先業者であるジャパンベストレスキューシステム社が応急作業にお伺いします。

【サービス内容】

- ・トイレ・台所等の給排水管の詰まりによる応急処置
- ・鍵の紛失等による借戸室の鍵開け
- ・ガラスの破損に伴う修理

等

業績データ

主要な業務の状況	30
経理の状況	38

主要な業務の状況

1. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

項目	年度	2007年度	2008年度	2009年度
正味収入保険料		△16,670	589,173	1,293,336
経常収益		10,200	6,401,467	7,187,250
保険引受利益		△308,690	△83,912	△252,792
経常利益		△308,400	△858	△215,879
当期純利益		△310,690	△8,656	△223,704
正味損害率		△1.4%	21.0%	17.8%
正味事業費率		△1,907.7%	246.3%	100.7%
利息及び配当金収入		442	1,433	560
資本金 (発行済株式総数)		1,000,000 (27株)	1,595,833 (38株)	1,595,833 (38株)
純資産額		755,437	1,938,447	1,714,743
総資産額		860,458	3,624,116	3,336,120
責任準備金残高		△10,362	566,087	585,153
貸付金残高		—	—	—
有価証券残高		—	—	—
保険金等の支払能力の 充実の状況を示す比率 (ソルベンシー・マージン比率)		8,278.3%	1,858.3%	1,918.4%
配当性向		—	—	—
従業員数		70名	130名	126名

※保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシー・マージン比率）の算出方法についてはP36をご参照ください。

2. 直近の2事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位：千円)

項目	年度	2008年度		2009年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		589,173	100.0%	1,293,336	100.0%
その他		—	—	—	—
合計		589,173	100.0%	1,293,336	100.0%

※正味収入保険料とは、元受正味保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料

(単位：千円)

項目	年度	2008年度		2009年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		3,326,058	100.0%	4,400,612	100.0%
その他		—	—	—	—
合計		3,326,058	100.0%	4,400,612	100.0%

※元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

③ 支払再保険料

(単位：千円)

項目	年度	2008年度		2009年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		2,736,884	100.0%	3,107,275	100.0%
その他		—	—	—	—
合計		2,736,884	100.0%	3,107,275	100.0%

※支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除したものをいいます。

④ 保険引受利益

(単位：千円)

項目	年度	2008年度		2009年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災	災	△83,912	100.0%	△252,792	100.0%
その他	他	—	—	—	—
合計	計	△83,912	100.0%	△252,792	100.0%

※保険引受利益とは、経常利益から保険引受以外に係る収支を控除したものをいいます。

⑤ 正味支払保険金

(単位：千円)

項目	年度	2008年度		2009年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災	災	123,904	100.0%	230,704	100.0%
その他	他	—	—	—	—
合計	計	123,904	100.0%	230,704	100.0%

※正味支払保険金とは、元受正味保険金から出再契約の回収再保険金を控除したものをいいます。

⑥ 元受正味保険金

(単位：千円)

項目	年度	2008年度		2009年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災	災	232,244	100.0%	578,316	100.0%
その他	他	—	—	—	—
合計	計	232,244	100.0%	578,316	100.0%

※元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

⑦ 回収再保険金

(単位：千円)

項目	年度	2008年度		2009年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災	災	108,339	100.0%	347,612	100.0%
その他	他	—	—	—	—
合計	計	108,339	100.0%	347,612	100.0%

(2) 保険契約に関する指標

① 契約者配当金の額

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

項目	年度	2008年度			2009年度		
		正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火災		21.0%	246.3%	267.3%	17.8%	100.7%	118.5%
その他		—	—	—	—	—	—
合計		21.0%	246.3%	267.3%	17.8%	100.7%	118.5%

※正味損害率=正味支払保険金÷正味収入保険料

※正味事業費率=正味事業費÷正味収入保険料

※正味合算率=正味損害率+正味事業費率

※正味事業費=事業費-再保険手数料

③ 出再控除前の元受損害率、元受事業費率及び元受合算率

項目	年度	2008年度			2009年度		
		元受損害率	元受事業費率	元受合算率	元受損害率	元受事業費率	元受合算率
火災		7.0%	99.9%	106.8%	13.1%	78.7%	91.8%
その他		—	—	—	—	—	—
合計		7.0%	99.9%	106.8%	13.1%	78.7%	91.8%

※元受損害率=元受正味保険金÷元受正味保険料

※元受事業費率=事業費÷元受正味保険料

※元受合算率=元受損害率+元受事業費率

④ 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合
1社	100%

⑤ 支払再保険料の格付ごとの割合

格付区分	出再保険料における割合
A-以上	100%
BBB以上	—
その他	—
合計	100%

※格付区分は、スタンダード・アンド・プアーズ社（S&P社）の格付を使用しています。

※2010年4月1日現在の格付に基づいています。

⑥ 未収再保険金の額

(単位：千円)

項目	年度	2008年度		2009年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		93,323	100.0%	88,186	100.0%
その他		—	—	—	—
合計		93,323	100.0%	88,186	100.0%

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金

(単位：千円)

項目	年度	2008年度	2009年度
火災	災	33,170	26,532
その他	他	—	—
合計	計	33,170	26,532

② 責任準備金

(単位：千円)

項目	年度	2008年度	2009年度
火災	災	566,087	585,153
その他	他	—	—
合計	計	566,087	585,153

③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高
該当ありません。

④ 損害率の上昇に対する経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	正味既経過保険料×1%
経常損失の増加	13,001千円

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：千円)

項 目	年 度	2008年度		2009年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
現 預 金		1,588,344	43.8%	1,362,733	40.8%
金 銭 信 託		—	—	—	—
有 価 証 券		—	—	—	—
運 用 資 産 計		1,588,344	43.8%	1,362,733	40.8%
総 資 産		3,624,116	100.0%	3,336,120	100.0%

(注) 現預金の金額は、預貯金に係る未収収益57千円を含みます。

② 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：千円)

項 目	年 度	2008年度		2009年度	
		金 額	利回り	金 額	利回り
現 預 金		1,433	0.15%	560	0.04%
金 銭 信 託		—	—	—	—
有 価 証 券		—	—	—	—
運 用 資 産 計		1,433	0.15%	560	0.04%
総 資 産		1,433	0.06%	560	0.02%

③ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比
該当ありません。④ 保有有価証券利回り
該当ありません。⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高
該当ありません。

(5) 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

項目	区分	責任準備金			合計
		普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	
火	災	517,954	67,198	—	585,153
その他		—	—	—	—
合計		517,954	67,198	—	585,153

(6) ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円)

	2008年度末	2009年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	1,979,779	1,781,942
① 純資産の部合計 (社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。)	1,938,447	1,714,743
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	41,331	67,198
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券の評価差額 (税効果控除前) (99%又は100%)	—	—
⑥ 土地含み損益 (85%又は100%)	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部 (除、翌期配当所要額)	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの (⑩(a))	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの (⑩(b))	—	—
⑪ 控除項目 (—)	—	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2+R2^2]}+R3+R4$	213,072	185,766
保険リスク相当額	203,777	176,016
R1 一般保険リスク相当額	183,777	156,016
R4 巨大災害リスク相当額	20,000	20,000
R2 資産運用リスク相当額	29,201	33,115
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	15,883	13,627
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	12,384	18,605
再保険回収リスク相当額	933	881
R3 経営管理リスク相当額	6,989	6,273
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/\{(B) \times (1/2)\}] \times 100$	1,858.3%	1,918.4%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第211条の59および第211条の60ならびに2006年金融庁告示第14号の規定に基づいて算出しています。

<ソルベンシー・マージン比率とは>

- ・ 少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・ こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（左記の（B））に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額:左記の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（左記の（C））です。
- ・ 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険（一般保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）
 - ② 資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ③ 経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～②及び④以外のもの
 - ④ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- ・ 「少額短期保険業者が有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。
- ・ ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

(7) 時価情報等

- ① 有価証券
該当ありません。
- ② 金銭の信託
該当ありません。

経理の状況

計算書類

当社は、保険業法第272条の17の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あらた監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

貸借対照表

(単位：千円)

年 度 科 目	平成20年度末 (平成21年3月31日現在)		平成21年度末 (平成22年3月31日現在)		比較増減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
(資産の部)		%		%	
現金及び預貯金	1,588,272	43.8	1,362,675	40.8	△225,596
現金	—	—	—	—	—
預貯金	1,588,272	43.8	1,362,675	40.8	△225,596
金銭の信託	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
有形固定資産	64,888	1.8	68,566	2.1	3,677
土地	—	—	—	—	—
建物	33,294	0.9	33,717	1.0	423
建設仮勘定	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	31,594	0.9	34,849	1.0	3,254
無形固定資産	1,361,515	37.6	1,264,762	37.9	△96,753
ソフトウェア	—	—	—	—	—
のれん	1,360,528	37.5	1,263,775	37.9	△96,753
その他の無形固定資産	986	0.0	986	0.0	—
代理店貸	51,454	1.4	101,170	3.0	49,716
再保険貸	93,323	2.6	88,186	2.6	△5,136
その他資産	454,663	12.5	411,759	12.3	△42,903
未収金	328,411	9.1	250,040	7.5	△78,371
代理業務貸	—	—	—	—	—
未収保険料	—	—	—	—	—
前払費用	—	—	—	—	—
未収収益	72	0.0	57	0.0	△14
預託金	62,846	1.7	79,426	2.4	16,580
仮払金	63,333	1.7	82,234	2.5	18,901
保険業法第113条繰延資産	—	—	—	—	—
その他の資産	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	—	—	—
供託金	10,000	0.3	39,000	1.2	29,000
資産の部合計	3,624,116	100.0	3,336,120	100.0	△287,996

(単位：千円)

年 度 科 目	平成20年度末 (平成21年3月31日現在)		平成21年度末 (平成22年3月31日現在)		比較増減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
(負債の部)		%		%	
保険契約準備金	599,258	16.5	611,685	18.3	12,426
支払備金	33,170	0.9	26,532	0.8	△6,638
責任準備金	566,087	15.6	585,153	17.5	19,065
普通責任準備金	524,755	14.5	517,954	15.5	△6,800
異常危険準備金	41,331	1.1	67,198	2.0	25,866
契約者配当準備金	—	—	—	—	—
代理店借	255,783	7.1	292,906	8.8	37,123
再保険借	519,524	14.3	345,226	10.3	△174,297
短期社債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—	—
その他負債	281,397	7.8	334,192	10.0	52,795
代理業務借	—	—	—	—	—
借入金	—	—	—	—	—
未払法人税等	7,489	0.2	7,710	0.2	220
未払金	108,482	3.0	141,421	4.2	32,938
未払費用	—	—	—	—	—
前受収益	—	—	—	—	—
預り金	3,873	0.1	3,707	0.1	△166
仮受金	161,552	4.5	181,354	5.4	19,801
その他の負債	—	—	—	—	—
退職給付引当金	—	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	—	—	—	—	—
賞与引当金	29,705	0.8	37,365	1.1	7,660
価格変動準備金	—	—	—	—	—
繰延税金負債	—	—	—	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—	—	—	—
負ののれん	—	—	—	—	—
負債の部合計	1,685,668	46.5	1,621,376	48.6	△64,292
(純資産の部)					
資本金	1,595,833	44.0	1,595,833	47.8	—
新株式申込証拠金	—	—	—	—	—
資本剰余金	662,833	18.3	662,833	19.9	—
資本準備金	650,833	18.0	650,833	19.5	—
その他資本剰余金	12,000	0.3	12,000	0.4	—
利益剰余金	△320,218	△8.8	△543,922	△16.3	△223,704
利益準備金	—	—	—	—	—
その他利益剰余金	△320,218	△8.8	△543,922	△16.3	△223,704
退職金関係積立金	—	—	—	—	—
不動産圧縮積立金	—	—	—	—	—
社会厚生事業増進積立金	—	—	—	—	—
その他の積立金	—	—	—	—	—
繰越利益剰余金	△320,218	△8.8	△543,922	△16.3	△223,704
自己株式(△)	—	—	—	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	—	—	—
株主資本合計	1,938,447	53.5	1,714,743	51.4	△223,704
その他有価証券評価差額金	—	—	—	—	—
繰延ヘッジ損益	—	—	—	—	—
土地再評価差額金	—	—	—	—	—
評価・換算差額等合計	—	—	—	—	—
新株予約権	—	—	—	—	—
純資産の部合計	1,938,447	53.5	1,714,743	51.4	△223,704
負債・純資産の部合計	3,624,116	100.0	3,336,120	100.0	△287,996

現
状経
営
に
関
し
て商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
関
し
て業
績
デ
ー
タコ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

- (注) 1. 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。
 2. 賞与引当金は従業員賞与に充てるため支給見込額を基準に計上しております。
 3. 消費税等の会計処理は税込方式によっております。
 4. 責任準備金は保険業法施行規則第211条の46の規定に基づく準備金であり、同第1項第1号イに規定する未経過保険料の金額は、純保険料等に基づく算出方法により計算しております。
 5. 有形固定資産の減価償却累計額は55,140千円であります。
 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

少額短期保険業者の資産運用は、預貯金（外貨建てを除く）・国債・地方債等に限定されているうえ、当社では安全性・流動性の確保のため預貯金による運用を基本方針としております。また、四半期毎の資産の自己査定を通じて資産の健全性維持に努めております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	1,362,675	1,362,675	—
(2) 未収金	250,040	250,040	—
(3) 代理店借	(292,906)	(292,906)	—
(4) 再保険借	(345,226)	(345,226)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

当社が保有する金融商品のうち重要性があるものは上記表のとおりであります。これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(追加情報)

当会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

7. 繰延税金資産の主な発生原因別内訳は、税務上繰越欠損金116,417千円、ソフトウェア40,068千円であり、これらの金額に対して評価性引当金を同額計上しており、繰延税金資産は計上しておりません。
 8. 当期末における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(支払備金)

支払備金（出再支払備金控除前）	70,633千円
同上にかかる出再支払備金	46,655千円
差引（イ）	23,978千円
IBNR備金（出再IBNR備金控除前）	6,506千円
同上にかかる出再IBNR備金	3,952千円
差引（ロ）	2,553千円
計（イ+ロ）	26,532千円

(責任準備金)

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	1,889,237千円
同上にかかる出再責任準備金	1,371,282千円
差引（イ）	517,954千円
異常危険準備金（ロ）	67,198千円
計（イ+ロ）	585,153千円

9. 1株当たりの純資産額は45,124,836円81銭であります。算定上の基礎である純資産額は1,714,743千円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の当期末発行済株式数は38株であります。
 10. のれんは償却期間15年にて均等償却（月割）を行っております。
 11. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	年 度		比較増減
	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	
経 常 収 益	6,401,467	7,187,250	785,782
保 険 料 等 収 入	5,387,889	7,143,660	1,755,770
保 険 料 入 料	3,378,431	4,540,005	1,161,573
再 保 険 収 入	2,009,458	2,603,655	594,197
回 収 再 保 険 金	108,339	347,612	239,273
再 保 険 手 数 料	1,870,475	2,158,898	288,422
再 保 険 返 戻 金	30,643	97,145	66,501
そ の 他 再 保 険 収 入	—	—	—
責 任 準 備 金 等 戻 入 額	930,524	6,638	△923,885
支 払 準 備 金 戻 入 額	—	6,638	6,638
責 任 準 備 金 戻 入 額	930,524	—	△930,524
資 産 運 用 収 益	1,433	560	△873
利 息 及 び 配 当 金 収 入	1,433	560	△873
預 貯 金 利 息	1,433	560	△873
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	—	—	—
そ の 他 利 息 配 当 金	—	—	—
有 価 証 券 売 却 益	—	—	—
有 価 証 券 償 還 益	—	—	—
そ の 他 運 用 収 益	—	—	—
そ の 他 経 常 収 益	81,620	36,390	△45,229
負 の 他 の 経 常 収 益	—	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	81,620	36,390	△45,229
経 常 費 用	6,402,326	7,403,129	1,000,803
保 険 金 等 支 払 金	3,052,145	3,922,130	869,985
保 険 金 支 払 金	232,244	578,316	346,072
給 付 金	—	—	—
解 約 返 戻 金	52,372	139,392	87,020
そ の 他 返 戻 金	—	—	—
契 約 者 配 当 金	—	—	—
再 保 険 料	2,767,528	3,204,420	436,892
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	28,792	19,065	△9,726
支 払 準 備 金 繰 入 額	28,792	—	△28,792
責 任 準 備 金 繰 入 額	—	19,065	19,065
資 産 運 用 費 用	—	—	—
有 価 証 券 売 却 損	—	—	—
有 価 証 券 評 価 損	—	—	—
有 価 証 券 償 還 損	—	—	—
そ の 他 運 用 費 用	—	—	—
事 業 費	3,321,388	3,461,896	140,507
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	3,155,836	3,270,829	114,992
税 金 等	56,382	67,953	11,570
減 価 償 却 費	109,169	123,112	13,943
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	—	—	—
そ の 他 経 常 費 用	—	37	37
保 険 業 法 第 113 条 繰 延 資 産 償 却 費	—	—	—
そ の 他 の 経 常 費 用	—	37	37
保 険 業 法 第 113 条 繰 延 額 (△)	—	—	—
経 常 利 益 (経 常 損 失 △)	△858	△215,879	△215,020
特 別 利 益	—	—	—
特 別 損 失	—	—	—
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	—	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益 (同 当 期 純 損 失 △)	△858	△215,879	△215,020
法 人 税 及 び 住 民 税	7,798	7,825	27
法 人 税 等 調 整 額	—	—	—
法 人 税 等 合 計	7,798	7,825	27
当 期 純 利 益 (当 期 純 損 失 △)	△8,656	△223,704	△215,047

現 状

経 営 について

商 品 ・ サ ー ビ ス について

業 績 デ ー タ

コ ー ポ レ ー ト デ ー タ

- (注) 1. 関係会社との取引による費用総額は5,956千円であります。
2. (1) 正味収入保険料は、1,293,336千円であります。
 (2) 正味支払保険金は、230,704千円であります。
 (3) 支払備金繰入額 (△は支払備金戻入額) の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|-------------------------|----------|
| 支払備金繰入額 (出再支払備金控除前) | 7,961千円 |
| 同上にかかる出再支払備金繰入額 | 16,111千円 |
| 差引 (イ) | △8,149千円 |
| IBNR備金繰入額 (出再IBNR備金控除前) | 4,250千円 |
| 同上にかかる出再IBNR備金繰入額 | 2,739千円 |
| 差引 (ロ) | 1,510千円 |
| 計 (イ+ロ) | △6,638千円 |
- (4) 責任準備金繰入額 (△は責任準備金戻入額) の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|-------------------------|-----------|
| 普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前) | 384,294千円 |
| 同上にかかる出再責任準備金繰入額 | 391,095千円 |
| 差引 (イ) | △6,800千円 |
| 異常危険準備金繰入額 (ロ) | 25,866千円 |
| 計 (イ+ロ) | 19,065千円 |
- (5) 利息及び配当金等収入の内訳は、預貯金利息560千円であります。
3. 1株当たりの当期純損失は5,886,951円05銭であります。算定上の基礎である当期純損失は223,704千円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は38株であります。
 なお、潜在株式がないため、潜在株式調整後1株当たり当期純損失は算出しておりません。
4. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額
親会社の子会社	株式会社東京海上日動 キャリアサービス	—	—	事務委託	委託手数料 (費用) 73,220
					未払金 (債務) 9,619
親会社の子会社	東京海上日動火災保険 株式会社	—	—	再保険	再保険料 (費用) 3,204,420
					回収再保険金 (収益) 347,612
					再保険手数料 (収益) 2,158,898
					再保険戻戻金 (収益) 97,145
					再保険貸 (債権) 88,186
					仮払金 (債権) 59,661
					再保険借 (債務) 345,226
				不動産の賃借	賃借料 (費用) 13,665

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記再保険に係る再保険料その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科 目	年 度	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)		平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)		比較増減
		金 額	金 額	金 額	金 額	
株 主 資 本	資 本	本 金	高 額	1,000,000	1,595,833	595,833
前 当 期 末	期 末 変 動	残 額	行 計 合 計	595,833	—	△595,833
新 当 期 初	株 変 動	の 残 額	行 計 合 計	595,833	—	△595,833
資 本	本 金	剰 余 金	高 額	1,595,833	1,595,833	—
前 当 期 末	期 末 変 動	残 額	行 計 合 計	54,999	650,833	595,833
新 当 期 初	株 変 動	の 残 額	行 計 合 計	595,833	—	△595,833
当 期 末	株 変 動	の 残 額	行 計 合 計	595,833	—	△595,833
資 本	本 金	剰 余 金	高 額	650,833	650,833	—
前 当 期 末	期 末 変 動	残 額	行 計 合 計	12,000	12,000	—
新 当 期 初	株 変 動	の 残 額	行 計 合 計	—	—	—
当 期 末	株 変 動	の 残 額	行 計 合 計	12,000	12,000	—
資 本	本 金	剰 余 金	高 額	66,999	662,833	595,833
前 当 期 末	期 末 変 動	残 額	行 計 合 計	595,833	—	△595,833
新 当 期 初	株 変 動	の 残 額	行 計 合 計	595,833	—	△595,833
当 期 末	株 変 動	の 残 額	行 計 合 計	662,833	662,833	—
利 益	剰 余 金	備 用 金	高 額	—	—	—
前 当 期 末	期 末 変 動	残 額	行 計 合 計	—	—	—
新 当 期 初	株 変 動	の 残 額	行 計 合 計	—	—	—
当 期 末	株 変 動	の 残 額	行 計 合 計	—	—	—
資 本	本 金	剰 余 金	高 額	△311,562	△320,218	△8,656
前 当 期 末	期 末 変 動	残 額	行 計 合 計	△8,656	△223,704	△215,047
新 当 期 初	株 変 動	の 残 額	行 計 合 計	△8,656	△223,704	△215,047
当 期 末	株 変 動	の 残 額	行 計 合 計	△320,218	△543,922	△223,704
利 益	剰 余 金	備 用 金	高 額	△311,562	△320,218	△8,656
前 当 期 末	期 末 変 動	残 額	行 計 合 計	△8,656	△223,704	△215,047
新 当 期 初	株 変 動	の 残 額	行 計 合 計	△8,656	△223,704	△215,047
当 期 末	株 変 動	の 残 額	行 計 合 計	△320,218	△543,922	△223,704
自 己 株	高 額	行 計 合 計	高 額	—	—	—
前 当 期 末	期 末 変 動	残 額	行 計 合 計	—	—	—
新 当 期 初	株 変 動	の 残 額	行 計 合 計	—	—	—
当 期 末	株 変 動	の 残 額	行 計 合 計	—	—	—

現 状

経 営 について

商 品・サ ー ビ ス について

業 績 デ ー タ

コ ー ポ レ ー ト デ ー タ

(単位：千円)

科 目	年 度	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	比較増減
		金 額	金 額	
株 主 資 本 合 計				
前 期 末 残 高		755,437	1,938,447	1,183,010
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		1,191,666	—	△1,191,666
当 期 純 利 益 (当 期 純 損 失 △)		△8,656	△223,704	△215,047
当 期 変 動 額 合 計		1,183,010	△223,704	△1,406,714
当 期 末 残 高		1,938,447	1,714,743	△223,704
評 価 ・ 為 替 差 額 等				
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金				
前 期 末 残 高		—	—	—
当 期 変 動 額		—	—	—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		—	—	—
当 期 変 動 額 合 計		—	—	—
当 期 末 残 高		—	—	—
繰 延 へ ッ ジ 損 益				
前 期 末 残 高		—	—	—
当 期 変 動 額		—	—	—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		—	—	—
当 期 変 動 額 合 計		—	—	—
当 期 末 残 高		—	—	—
土 地 評 価 差 額 金				
前 期 末 残 高		—	—	—
当 期 変 動 額		—	—	—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		—	—	—
当 期 変 動 額 合 計		—	—	—
当 期 末 残 高		—	—	—
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計				
前 期 末 残 高		—	—	—
当 期 変 動 額		—	—	—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		—	—	—
当 期 変 動 額 合 計		—	—	—
当 期 末 残 高		—	—	—
新 株 予 約 権				
前 期 末 残 高		—	—	—
当 期 変 動 額		—	—	—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		—	—	—
当 期 変 動 額 合 計		—	—	—
当 期 末 残 高		—	—	—
純 資 産 合 計				
前 期 末 残 高		755,437	1,938,447	1,183,010
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		1,191,666	—	△1,191,666
当 期 純 利 益 (当 期 純 損 失 △)		△8,656	△223,704	△215,047
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		—	—	—
当 期 変 動 額 合 計		1,183,010	△223,704	△1,406,714
当 期 末 残 高		1,938,447	1,714,743	△223,704

(注) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	38株	一株	一株	38株

キャッシュ・フロー計算書

平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	3,334,514
包括移転に伴う責任準備金受入による収入	1,511,166
再保険収入	1,917,685
保険金等支払による支出	△232,244
解約返戻金等支払による支出	△48,139
再保険料支払による支出	△2,254,892
固定資産の取得による支出	△1,482,891
事業費の支出	△2,960,507
その他	△104,371
小 計	△319,681
利息及び配当金等の受取額	1,542
利息の支払額	—
契約者配当金の支払額	—
その他	—
法人税等の支払額	△2,546
営業活動によるキャッシュ・フロー	△320,685
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額	—
有価証券の取得による支出	—
有価証券の売却・償還による収入	—
その他	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	—
借入金の返済による支出	—
社債の発行による収入	—
社債の償還による支出	—
株式の発行による収入	1,191,666
減資による支出	—
自己株式の取得による支出	—
配当金の支払額	—
その他	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,191,666
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額	870,981
現金及び現金同等物期首残高	717,290
現金及び現金同等物期末残高	1,588,272

現
状

経
営
に
関
し
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
関
し
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（△は損失）	△215,879
減価償却費	123,112
保険業法第113条繰延資産償却費	—
支払備金の増加額（△は減少）	△6,638
責任準備金の増加額（△は減少）	19,065
契約者配当準備金繰入額	—
退職給付引当金の増加額（△は減少）	—
役員退職慰労引当金の増加額（△は減少）	—
価格変動準備金の増加額（△は減少）	—
利息及び配当金等収入	△560
有価証券関係損益（△は益）	—
支払利息	—
為替差損益（△は益）	—
有形固定資産関係損益（△は益）	—
代理店貸の増加額（△は増加）	△49,716
再保険貸の増加額（△は増加）	5,136
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	59,469
代理店借の増加額（△は減少）	37,123
再保険借の増加額（△は減少）	△174,297
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	60,234
その他	—
小 計	△142,949
利息及び配当金等の受取額	574
利息の支払額	—
契約者配当金の支払額	—
その他	—
法人税等の支払額	△7,604
営業活動によるキャッシュ・フロー	△149,979
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	—
有価証券の取得による支出	—
有価証券の売却・償還による収入	—
有形固定資産の取得による支出	△30,037
保険業法第113条繰延資産の取得による支出	—
その他	△45,580
投資活動によるキャッシュ・フロー	△75,617
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	—
借入金の返済による支出	—
社債の発行による収入	—
社債の償還による支出	—
株式の発行による収入	—
自己株式の取得による支出	—
配当金の支払額	—
その他	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△225,596
現金及び現金同等物期首残高	1,588,272
現金及び現金同等物期末残高	1,362,675

事業費の明細

(単位：千円)

区 分	年 度	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	比較増減
		金 額	金 額	
営業費		2,324,984	2,629,180	304,195
代理店手数料		1,290,723	1,696,622	405,899
営業職員経費		548,096	632,031	83,934
広告宣伝費		32,505	30,502	△2,003
その他営業費		453,659	270,025	△183,634
一般管理費		830,852	641,649	△189,202
人件費		442,822	328,389	△114,432
物件費		388,030	313,260	△74,770
税金		56,382	67,953	11,570
減価償却費		109,169	123,112	13,943
退職給付引当金繰入額		—	—	—
事業費計		3,321,388	3,461,896	140,507

現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社取締役社長は、当社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等に、不実の記載がないものと平成22年5月31日付で認識しています。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、当社は、財務諸表等を適正に作成するため内部監査を含む以下の内部管理体制を整備しており、その体制が機能していることを確認したためです。

1. 業務分掌と所管部署並びに権限基準が明確にされ、各部署が適正に業務を遂行する体制を整備していること。
2. 経理部門では、財務諸表等の作成に必要な情報を把握し、その内容を財務諸表等に適正に反映していること。
3. 経理部門では、一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき財務諸表等を作成していること。
4. 財務諸表等の作成にあたっては、適宜会計監査人の助言を受け、適正に処理していること。
5. 内部監査部門では、財務諸表が適正に作成されていることを確認していること。

コーポレートデータ

沿革	50
株式の状況	51
会社の組織	52
役員 の 状況	53
従業員 の 状況	54
会社およびその子会社等の状況	54
設備の状況	54
店舗一覧	54
少額短期保険用語の説明	55

沿革

年 月	主なできごと
2003年 9月	株式会社日本厚生共済会設立
2006年 4月	保険業法改正により「特定保険業者」となる
2007年 12月	少額短期保険業者として関東財務局登録完了「関東財務局長（少額短期保険）第10号」
2008年 1月	株式会社ミレアホールディングス（現 東京海上ホールディングス株式会社）より出資を受け社名を「ミレア日本厚生少額短期保険株式会社」へ変更
2008年 4月	全連共株式会社からの「事業譲受」および「業務及び財産の管理の委託」
2008年 12月	日本厚生共済会から共済契約を包括移転
2009年 6月	株式会社ミレアホールディングス（現 東京海上ホールディングス株式会社）による100%子会社化
2010年 7月	社名を「東京海上ミレア少額短期保険株式会社」へ変更

株式の状況

株主及び株式の状況

当社が発行する株式の総数は、60,000株、発行済株式総数は38株です。

株主総会議案等

臨時株主総会が、2009年5月1日に開催されました。

決議事項

第1号議案 取締役1名解任の件

本件は、原案どおり、取締役1名が解任されました。

第6回定時株主総会が、2009年6月19日に開催されました。

決議事項

第1号議案 定款変更の件

本件は、原案どおり、承認可決されました。

第2号議案 取締役4名選任の件

本件は、原案どおり、取締役4名が選任され、就任しました。

第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり、監査役（社外）1名が選任され、就任しました。

臨時株主総会が、2009年6月30日に開催されました。

決議事項

第1号議案 取締役2名選任の件

本件は、原案どおり、取締役2名が選任され、就任しました。

臨時株主総会が、2009年7月24日に開催されました。

決議事項

第1号議案 定款変更の件

本件は、原案どおり、承認可決されました。

大株主

(2010年3月31日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38	100.00
計	—	38	100.00

資本金の推移

年月日	資本金の額(千円)		摘要
	増減額	残高	
2004年7月31日	—	10,000	初年度末残高
2007年3月 6日	90,000	100,000	増資による資本金の増加
2007年7月14日	△20,000	80,000	その他資本剰余金へ振替による減少
2008年1月21日	920,000	1,000,000	増資による資本金の増加
2008年4月 1日	595,833	1,595,833	増資による資本金の増加
2010年3月31日	—	1,595,833	本年度末残高

現
状

経
営
に
つ
い
て

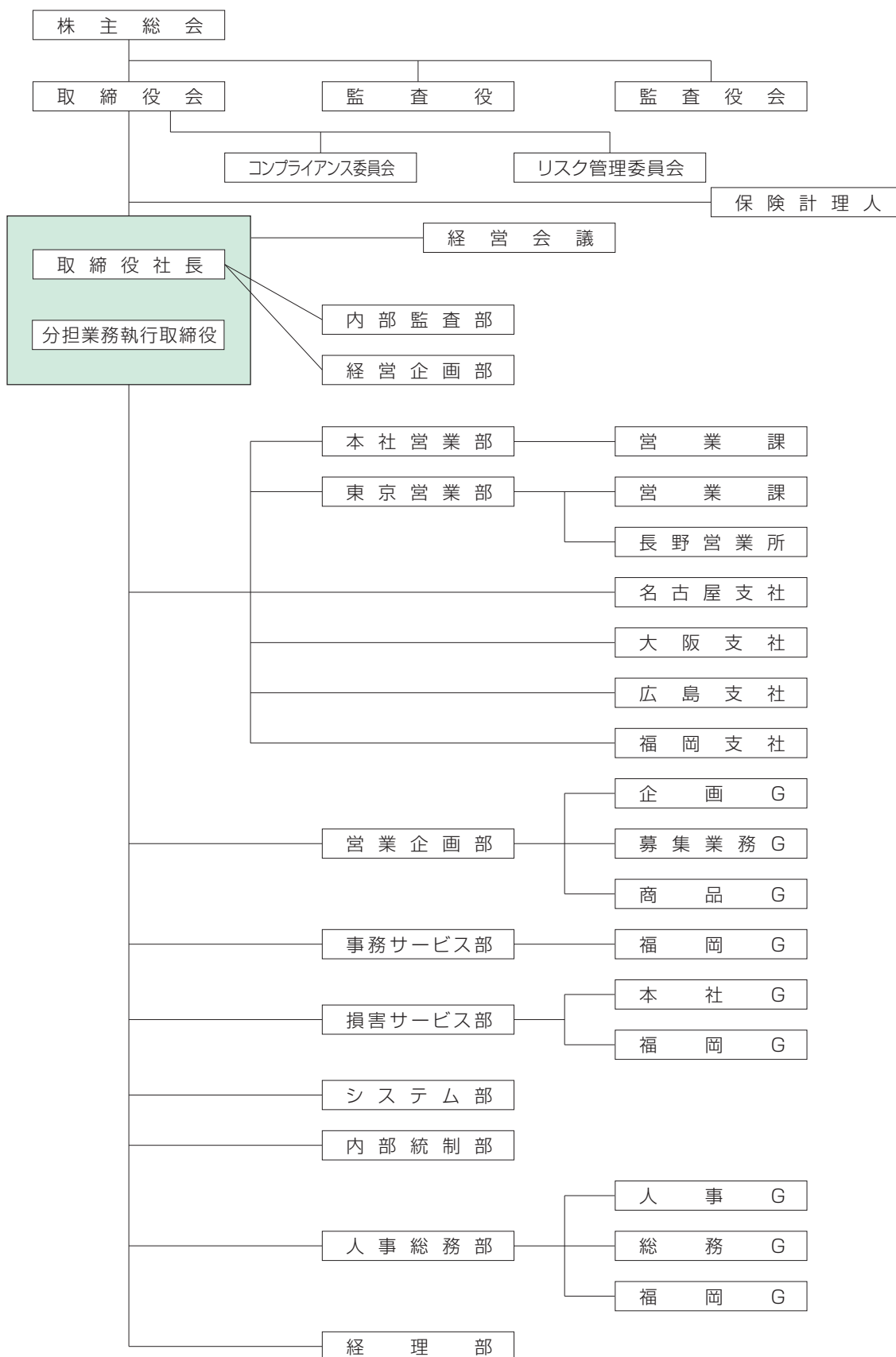
商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

会社の組織

組織図 (2010年7月1日現在)



役員 の 状 況

取締役

(2010年7月1日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略 歴	担 当
取締役社長 (代表取締役)	関 栄 男 (昭和29年4月3日生)	昭和53年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成18年 7月 東京海上日動火災保険株式会社 営業開発部部长兼代理店支援室長 平成20年 1月 当社 取締役(兼務) 平成21年 4月 同社取締役副社長 平成21年 6月 同社取締役社長(現職)	内部監査部 経営企画部 人事総務部
常務取締役	遠 藤 裕 之 (昭和38年3月31日生)	昭和60年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成19年 8月 東京海上日動火災保険株式会社 上海支店駐在員 平成20年11月 東京海上日動火災保険(中国)有限公司 董事 副総経理 平成21年 7月 当社 常務取締役(現職)	営業企画部 事務サービス部 システム部 営業統括
取 締 役	天 野 勝 彦 (昭和28年3月22日生)	昭和53年 4月 ロイヤル保険会社入社 平成12年 4月 ロイヤル・サンアライアンス保険会社 営業企画部長 平成18年 3月 株式会社日本厚生共済会 取締役 平成20年 1月 当社 取締役(現職)	内部統制部 経理部 損害サービス部
取 締 役	吉 澤 英 雄 (昭和36年11月10日生)	昭和60年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成19年 8月 東京海上日動火災保険株式会社 営業開発部 次長兼代理店支援室兼業代理店支援グループ リーダー 平成20年 1月 当社 取締役(現職) 平成22年 7月 東京海上日動火災保険株式会社 営業開発部 部長兼代理店支援室兼業代理店支援グループ リーダー(現職)(兼務)	
取 締 役	猪 尾 和 久 (昭和41年1月25日生)	昭和63年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成18年 7月 東京海上日動火災保険株式会社 経理部担 当課長兼東京海上ホールディングス株式会 社 参事 平成22年 7月 東京海上ホールディングス株式会社 国内 事業企画部次長兼事業推進グループリーダ ー兼東京海上日動火災保険株式会社 経理 部参事(現職)(兼務) 平成22年 7月 当社 取締役(現職)	

(注) 吉澤英雄および猪尾和久は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

監査役

(2010年7月1日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略 歴
常勤監査役	田 中 清 秀 (昭和23年9月8日生)	昭和46年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成15年 7月 同社内部監査部参与 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社 内部監査部 主任内部監査役 平成20年 6月 当社 常勤監査役(現職)
監 査 役	上 岡 哲 雄 (昭和23年9月3日生)	昭和42年 4月 日動火災海上保険株式会社入社 平成12年 6月 同社取締役営業推進本部市場開発部長 平成14年 6月 同社常務執行役員東京営業本部長兼東京営業本部東京中央支店長 平成15年 4月 日動生命保険株式会社 取締役社長 平成15年10月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 専務取締役 平成17年 6月 株式会社ミアホールディングス(現東京海上ホールディングス株式会社) 常勤監査役(現職) 平成20年 1月 当社 監査役(現職)
監 査 役	大 澤 昭 夫 (昭和21年4月27日生)	昭和45年 4月 日動火災海上保険株式会社入社 平成13年 6月 同社取締役人事第二部長 平成14年 6月 同社常務執行役員人事第二部長 平成15年 6月 同社常務取締役兼常務執行役員 平成17年 1月 株式会社ミアオートサポートセンター 取締役社長 平成21年 6月 当社 監査役(現職)

(注) 田中清秀、上岡哲雄および大澤昭夫は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

現
状

経
営
に
関
し
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
関
し
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

従業員の状況

(2010年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
126名	39.2歳	1.2年	371千円

(注) 1. 従業員は就業人員です。
2. 平均給与月額は、基準外賃金を含み、賞与を含みません。

会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

設備の状況

設備投資等の概要

2009年度の設備投資は、主として東京支社（現東京営業部）及び大阪支社の移転等において、建物附属設備および備品等の購入に約3,000万円の設備投資を行いました。

主要な設備の状況

当社における主要な設備は、以下のとおりです。

(2010年3月31日現在)

店名	所在地	帳簿価格（千円）		
		面積（㎡）	建物	動産
本社	横浜市西区	833	16,803	7,189
福岡	福岡市博多区	397	10,508	5,770
東京	新宿区西新宿	168	3,167	1,396
大阪	大阪市淀川区	150	3,237	1,448

店舗一覧

本 社 〒220-8135
 横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
 横浜ランドマークタワー35F TEL(045)225-0031

本 社 営 業 課	〒220-8135	横浜市西区みなとみらい2-2-1-1	横浜ランドマークタワー35F	TEL(045)641-7400
東 京 営 業 部	〒160-0023	東京都新宿区西新宿1-22-2	新宿サンエービル2F	TEL(03)5320-8706
名 古 屋 支 社	〒460-0002	名古屋市中区丸の内1-17-19	キリックス丸の内ビル7F	TEL(052)220-2858
大 阪 支 社	〒532-0003	大阪市淀川区宮原4-1-9	新大阪フロントビル11F	TEL(06)4807-7374
広 島 支 社	〒732-0827	広島市南区稲荷町1-1	ロイヤルタワー7F	TEL(082)568-2822
福 岡 支 社	〒812-0027	福岡市博多区下川端町1-3	明治通りビジネスセンター別館7F	TEL(092)283-5114
長 野 営 業 所	〒390-0861	長野県松本市蟻ヶ崎2-1-2	KIビル1F	TEL(026)339-7027

少額短期保険用語の説明

【か行】

契約の解除

契約当事者の意思表示によってご契約が初めからなかったのと同様な状態に戻すことをいいます。当社の約款を含め、多くの保険約款では、ご契約者による解除や保険会社による告知義務違反に基づく解除などの場合、ご契約の当初まで遡るのではなく、将来に向かってのみ効力を生ずるよう規定しています。

契約の失効

保険契約が効力を失い終了することをいいます。たとえば、新・お部屋の保険でお支払いの対象とされない事故によって家財が滅失したときは、保険契約は効力を失います。これを失効といいます。

ご契約のしおり

保険契約に際して、ご契約者が保険商品の基本的な事項について事前に充分理解した上で、ご契約手続きを行えるよう、ご契約時に配布するために作成された小冊子のことです。ご契約のしおりには、ご契約に際しての注意事項、ご契約後の注意事項、保険金支払に関する事項、事故が起こった場合の手続き等が記載されています。

告知義務

保険をご契約される際に、ご契約に関する重要な事項のうち保険会社が「告知事項」として求めた項目に対して、事実を告げなければならない義務をいいます。

【さ行】

再調達価額

同等の保険の対象を再購入するのに必要な金額をいいます。

時価額

「再調達価額」から使用による消耗分を控除した金額をいいます。

示談

民事上の紛争を裁判によらずに当事者間の話し合いで解決することをいいます。保険金請求事故によって示談をする場合は、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払のために積み立てる準備金のことをいいます。

重要事項説明書

保険契約の内容をご理解いただくことを目的とし、特に重要な事項について記載した書面です。

責任準備金

将来、保険会社が負う債務（保険金支払等の保険契約上の債務）に対して、保険会社があらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の債務のためにその分の保険期間に対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」、異常な大災害に備える「異常危険準備金」等があります。

【た行】

大数の法則

個々に見れば偶然な事柄でも、多数について見れば、そこに一定の確率が見られるという法則のことをいいます。サイコロを振って1の目が出る割合は、振る回数を極めて多くすれば、1/6に近づきます。保険における事故も多数の対象について考えると、一定の発生頻度が見られます。この法則は保険料算出上の統計的基礎になっています。

【は行】

被保険者

保険の保障を受ける人または保障の対象となる人をいいます。

保険期間

保険のご契約期間、すなわち保険会社が責任を負う期間をいいます。この期間に発生した損害について保険会社の保障を受けることができます。

保険業法

保険業の公共性を考慮して、保険業を行う者の業務の健全かつ適正な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図る目的として制定されている法律のことをいいます。保険会社に関する監督（事業の開始、保険会社の運営等）と保険募集に対する監督の両面に関し規定しています。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

保険金額

保険金の支払対象となる事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額のことをいいます。

保険契約者と保険会社のご契約によって定められます。

保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約のお申し込みをする人をいいます。保険契約の保険料の支払義務を負います。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払等の責任を果たすために、保険会社が決算期末に積み立てる準備金のこと、責任準備金、支払備金等があります。

保険証券

保険契約の成立後に保険会社から保険契約者にお送りするもので、保険契約の成立およびその内容を明らかにするものです。

保険約款

保険契約の内容を定めたものです。

保障内容、保険金をお支払いできる場合、できない場合、保険の保障を受けられる方等が規定されています。

保険料

保険契約締結の対価として、保険契約者が支払う金銭のことです。

「東京海上ミレア少額短期の現状2010」

2010年7月発行

東京海上ミレア少額短期保険株式会社

〒220-8135 横浜市西区みなとみらい2-2-1-1

電話(045)225-0031(代表)

URL : <http://www.tmssi.co.jp/>



BZF158-0



東京海上ミレア少額短期保険株式会社

TOKIO MARINE Quality: 東京海上グループ